

“就学援助制度のお知らせ”

～援助が必要と認定された世帯に対し学校教育に必要な費用を援助します～

1 対象

市内在住で公立の小・中学校及び中等教育学校の前期課程に在学中（または入学予定）の児童生徒がいて、経済的理由により就学させることが困難な家庭に対し、教育委員会で生活状況等を審査し、援助の可否を決定します。

援助を受けることができる方は以下のとおりです。

- 1) 生活保護の停止または廃止から1年未満の方
- 2) 世帯員全員の所得が、教育委員会の定める基準を下回り援助を必要とする方
- 3) 児童扶養手当を受給している方（児童手当ではありません）

2 認定の目安

世帯人数	家族構成（参考例）	所得基準参考額
2人	父又は母、小学生	231万円程度
3人	父又は母、中学生、小学生	304万円程度
4人	父、母、中学生、小学生	319万円程度

※住民登録が別世帯であっても、同居している場合は世帯人数に含まれます。

※所得基準は目安であり、世帯員の年齢や住居の状況等により異なります。

3 援助内容

学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、新入学児童生徒学用品費、医療費、PTA会費、児童生徒会費、クラブ活動費、オンライン学習通信費、卒業アルバム代等について、教育委員会が定めた単価に基づき援助します。援助費は、各学期末に支給予定です。（学校への支払いは免除されません。）

1) 修学旅行費の学校長への前払い

小学6年生、中学3年生の修学旅行の費用については、各学校にて事前に集金をしています。事情により集金が困難であった場合は、その費用を就学援助費として支給される金額の範囲内で、旅行前に学校長へ支払うことができます。この場合、修学旅行費は申請者(保護者)へは支給されません。滞納によって前払いが必要かどうか学校と相談してください。

2) オンライン学習通信費

各家庭のWi-Fiやテザリング等を利用してオンライン環境に接続し、タブレット端末などでオンライン学習を行う際の通信費を、上限額の範囲で支給します。なお、就学援助の申請時にオンライン環境が整っておらず「接続できない」と回答された後に、オンライン環境を整備された際には、改めて学校もしくは学務課へご連絡ください。

4 申請方法

申請書兼世帯票に必要書類を添付して下記のとおり提出してください。4月1日付認定の対象として審査します。なお、受付期限後も申請を受け付けますが、申請日に応じた年度途中からの審査となります。

○受付期限：令和8年4月30日（木）まで

提出先：在籍する学校（新小学1年生は予定校）または学務課（市役所本館4階 40番窓口）

※提出先の学校は、小学生と中学生がいる場合、原則中学校に提出してください。

※各支所では申請受付を行っていませんのでご注意ください。

		必要書類	審査結果時期
①	新小学校6年生、新中学校3年生で <u>修学旅行費の前払いを希望する方</u>	<ul style="list-style-type: none"> 申請書兼世帯票 世帯全員の令和7年分の源泉徴収票や所得の申告書（確定申告書や市民税・県民税申告書）の写し（※1） 通帳のコピー（※2） 	審査後随時
②	令和8年1月1日現在で伊勢崎市に <u>住民登録のない方</u>	<ul style="list-style-type: none"> 申請書兼世帯票 令和8年度所得課税証明書（※1） （令和8年1月1日現在で住民登録のあった自治体から取得） 通帳のコピー 	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年4月30日までに申請した方 →令和7年の所得確定後、令和8年6月末頃 上記以降に申請した方 →審査後随時
③	上記の①②以外で新規に申請する方	<ul style="list-style-type: none"> 申請書兼世帯票 通帳のコピー 	
④	上記①②③以外で令和7年度に申請をした方	<ul style="list-style-type: none"> 申請書兼世帯票 通帳のコピー（※2） 	

令和7年の所得の申告（確定申告や市県民税申告）が未申告の場合は審査ができません。

申告は税務署、市役所本庁舎・各支所で行えます。

※1 所得の無い方も必ず申告を行い、必要な書類を提出してください。また、非課税の方についても所得額を確認する必要があるため、必ず所得課税証明書を提出してください。

（自治体により証明書の名称が異なることもありますが、令和7年中の所得額や課税状況、扶養の状況等について内容のわかる証明書の取得をお願いします。）

※2 令和7年度に申請をした方で、口座情報の変更がない場合は通帳のコピーは不要です。

5 注意事項

- 書類の記載に当たっては、黒のボールペン等で記入してください。（消せるボールペンは不可）
- 書類の内容に虚偽のある場合、審査は行えません。
- この申請に基づく認定は、令和9年3月までの認定であり、翌年度も援助を希望する場合は毎年度申請が必要です。
- 申請書兼世帯票の提出後、転居等により住所や世帯の状況が変わった場合は、異動届の提出が必要となります。就学援助の認定が変更になることもありますので、必ず学校又は学務課にご連絡ください。

6 問い合わせ先

学務課（直通 27-2787）または各小・中学校